

平成25年行政事業レビューシート (復興庁)									
事業名	被災土地改良区復興支援事業(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～平成25年度		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 大野 秀敏				
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—		関係する計画、通知等	・「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」の審議における衆・参両院の農林水産委員会における附帯決議					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っている被災土地改良区の機能回復を図り、復旧・復興に応じた業務運営体制の再構築や農家の意欲を絶やさずことなく迅速かつ安心できる営農再開の実現を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地の農家の営農再開に向けて、震災により事務所機能が損傷を受けたほか農地等の被災により経常賦課金の徴収が困難となっている被災土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入に対する利子助成(無利子化)及び業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施する(補助率:定額)。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	括弧内は農林水産省が計上した同様の事業(農林水産省0187被災土地改良区復興支援事業(復興関連事業))の予算額を参考記載しているもの	150	-	176	83	69	
		補正予算				-	-	-	
		繰越し等				-	△ 6	6	
	計			150	170	89	69		
	執行額			150	170				
執行率(%)		100.0%	100.0%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	本事業により土地改良区の業務運営体制が回復し、土地改良施設の管理が震災前の水準に達する割合			成果実績	割合	-	-	74.30%	100%
				達成度	%	-	-	74.30%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	土地改良区の業務運営の維持に必要な資金の借入れに対する利子助成及び業務書類・機器等の復旧に対する支援件数			活動実績	件	-	-	56	-
				(当初見込み)		-	-	(50)	(25)
単位当たりコスト	3(百万円/件)			算出根拠	業務書類・機器等の復旧費用等(141百万円)／活動実績(56件)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	被災土地改良区復興支援事業	83	69	所要額の精査による縮減					
計	83	69							

事業所管部局による点検								
項目		評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	・営農に不可欠な土地改良施設の管理を担う土地改良区の体制が復旧されないと、農地等の復旧・復興、国等が造成した土地改良施設の管理に支障を及ぼすこととなるため、国の事業として実施すべき優先度の高い事業である。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○						
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	・中間段階における助成金の交付事務等については、窓口のワンストップ化を図るために民間団体に一元化し、競争性を確保するため、公募により選定した。なお、中間段階での支出は、助成金の交付に必要な経費に限定されている。 ・復旧・復興までの間、受益者負担を求めることは困難であることから、定額により支援している。 ・本事業は、被災土地改良区の機能回復に必要な最低限の業務書類・機器等の復旧等に限定して支援しており、また、機能回復に要する費用は、個々の土地改良区の被災の状況により大きく異なることから、単位当たりコストの比較にはなじまない。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○						
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○						
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—						
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	・助成金の交付事務を民間団体(公募)に一元化し、窓口のワンストップ化を図っている。 ・活動実績は当初見込みに見合ったものとなっている。 ・本事業により復旧された業務書類・機器等は、土地改良区の業務運営に必要な不可欠なものであり、十分に活用されている。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○						
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—						
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名		
点検結果	【国費投入の必要性】 本事業は、被災地の土地改良区はもとより、関係県及び市町村等からも数次にわたる要請を受けており、早急に土地改良区の体制が復旧されないと、農地や土地改良施設の復旧・復興に支障が生じるばかりでなく、国等が造成した土地改良施設の管理にも支障を及ぼすこととなるため、国の事業として実施すべき優先度の高い事業である。							
	【事業の効率性】 被災土地改良区への支援にあたっては、窓口のワンストップ化や被災状況に応じたきめ細やかな調整など、行政の枠組みにとられない機動的な対応が必要であることから、これらの対応が可能となる民間団体を公募により、競争性を確保しつつ選定したところである。 また、営農再開までの間、受益者負担を求めることは困難であることから、定額により支援しているところであり、資金の流れの中間段階では、被災土地改良区に対する助成金の交付事務に必要な最低限の経費について支出しているものであり、合理的なものとなっている。 さらに、被災土地改良区に対しても、業務運営に必要な最低限の業務書類・機器等の復旧に要する費用に限り、支援したところである。							
	【事業の有効性】 復旧・復興後の土地改良施設の管理を担うこととなる被災土地改良区の業務運営や機能回復に対して必要な支援を計画的に実施することで、国等が行う農地や土地改良施設の復旧・復興事業を補完するものであり、業務運営体制の再構築や農家の営農再開の実現に向けて実効性の高い手段となっており、被災土地改良区の機能回復が着実に進んでいる。							
外部有識者の所見								
土地改良区の機能回復という目標の達成に向け、引き続き着実な事業の実施に努めること。26年度以降の本事業の継続については事業の進捗状況等を踏まえて検討し、継続する場合にはニーズの的確な把握に努めつつ予算規模の検討を行うこと。								
行政事業レビュー推進チームの所見								
現状通り	被災した土地改良区が、復旧・復興に応じた業務運営体制の再構築することにより、農家の意欲を絶やすことなく迅速かつ安心できる営農再開を実現するために、ニーズの把握に努めつつ、引き続き効率的な予算の執行に努めていく。							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
現状通り	引き続き効率的な予算の執行に努めていく。							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
	平成22年		平成23年		平成24年			
					71			

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

復興庁
170百万円

〔 農林水産省へ移替え 〕



農林水産省
170百万円



【公募・補助】1法人/2法人

A. 全国土地改良事業団体連合会
170百万円

〔 ・助成金の交付
・復興計画書の審査
・事業の推進に必要な指導、調整等 〕



B. 土地改良区
135百万円
〔 気仙川土地改良区
39百万円
他55土地改良区 〕

〔 ・業務運営の維持に必要な資金借入に対する利子助成
・業務書類・機器等の復旧 〕

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.全国土地改良事業団体連合会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	被災土地改良区に対する助成金	135			
業務費	助成金の交付、復興計画書の審査、事業の推進に必要な指導、調整等に係る費用	6			
計		141	計		0
B.気仙川土地改良区			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	業務書類・機器等の復旧に係る費用	39			
計		39	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国土地改良事業団体連合会	助成金の交付、復興計画書の審査、事業の推進に必要な指導、調整等	170	—	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	気仙川土地改良区	業務書類・機器等の復旧	39	—	—
2	香取市水郷土地改良区	業務書類・機器等の復旧	10	—	—
3	愛谷堰土地改良区	業務書類・機器等の復旧	6	—	—
4	磐城小川江筋土地改良区	業務書類・機器等の復旧	6	—	—
5	矢吹原土地改良区	業務書類・機器等の復旧	5	—	—
6	石巻市稲井土地改良区	業務書類・機器等の復旧	5	—	—
7	そうま土地改良区	業務書類・機器等の復旧	3	—	—
8	須賀川市土地改良区	業務書類・機器等の復旧	3	—	—
9	四時川沿岸土地改良区	業務書類・機器等の復旧	3	—	—
10	江合川沿岸土地改良区	業務書類・機器等の復旧	3	—	—